

○佐野市運動施設利用規則

平成26年 3 月28日規則第13号

改正

平成28年 3 月23日規則第 8 号

平成29年 3 月13日規則第19号

平成30年 3 月19日規則第12号

令和 2 年 3 月24日規則第 7 号

令和 3 年 6 月21日規則第25号

令和 3 年 7 月20日規則第27号

佐野市運動施設利用規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐野市体育施設条例（平成19年佐野市条例第22号。以下「体育条例」という。）第 2 条に定める施設並びに佐野市都市公園条例（平成19年佐野市条例第24号。以下「公園条例」という。）別表第 2 有料運動施設の項及び無料運動施設の項に定める施設（以下これらを「運動施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「屋外運動施設」とは、佐野市田沼総合運動場、佐野市田沼西運動場、栄公園、佐野市田沼グリーンスポーツセンター、佐野市中運動公園、秋山川堀米緑地、旗川石塚緑地及び渡良瀬川緑地をいう。

2 この規則において「屋内運動施設」とは、佐野市佐野武道館、佐野市アリーナたぬま、佐野市葛生武道館及び佐野市葛生農業者トレーニングセンターをいう。

3 この規則において「運動公園体育施設」とは、佐野市運動公園のテニスコート、運動広場、多目的球技場及び弓道場をいう。

(利用の申請)

第 3 条 体育条例第 6 条第 1 項又は公園条例第23条第 1 項の規定により運動施設の利用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる申請書により、市が管理する施設にあつては市長に、指定管理者が管理する施設にあつては指定管理者に申請しなければならない。ただし、個人利用の場合にあつては、この限りでない。

区分	申請書
屋外運動施設	体育施設（屋外）利用許可申請書
屋内運動施設	体育施設（体育館等）利用許可申請書
佐野市運動公園市民体育館	運動公園市民体育館利用許可申請書
佐野市運動公園野球場	運動公園野球場利用許可申請書
佐野市運動公園陸上競技場	運動公園陸上競技場利用許可申請書
運動公園体育施設	運動公園体育施設利用許可申請書

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の属する月の前月から行うことができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 市長又は指定管理者は、運動施設の利用を許可するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる利用許可書（以下「利用許可書」という。）を申請者に交付する。ただし、個人利用の場合にあっては、この限りでない。

区分	利用許可書
屋外運動施設	体育施設（屋外）利用許可書
屋内運動施設	体育施設（体育館等）利用許可書
佐野市運動公園市民体育館	運動公園市民体育館利用許可書
佐野市運動公園野球場	運動公園野球場利用許可書
佐野市運動公園陸上競技場	運動公園陸上競技場利用許可書
運動公園体育施設	運動公園体育施設利用許可書

（許可事項の変更の申請）

第5条 運動施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、体育条例第6条第1項後段又は公園条例第23条第1項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、速やかに、運動施設許可事項変更申請書により、市が管理する施設にあっては市長に、指定管理者が管理する施設にあっては指定管理者に申請しなければならない。ただし、個人利用の場合にあっては、この限りでない。

2 前項の場合において、利用者は、利用許可書を提示し、又はその写しを添付するものとする。

（許可事項の変更の許可）

第6条 市長又は指定管理者は、許可した事項の変更を許可するときは、運動施設許可事項変更許可書を申請者に交付する。ただし、個人利用の場合にあっては、この限りでない。

（利用の取消しの申請）

第7条 利用者は、体育条例第6条第1項後段又は公園条例第23条第1項後段の規定により運動施設の利用の取消しの許可を受けようとするときは、速やかに、運動施設利用取消申請書に利用許可書（体育条例第6条第1項後段又は公園条例第23条第1項後段の規定により変更の許可を受けた者は、利用許可書及び前条の変更許可書）を添えて、市が管理する施設にあっては市長に、指定管理者が管理する施設にあっては指定管理者に申請しなければならない。ただし、個人利用の場合にあっては、この限りでない。

（利用の取消しの許可）

第8条 市長又は指定管理者は、運動施設の利用の取消しを許可するときは、運動施設利用取消許可書を申請者に交付する。ただし、個人利用の場合にあっては、この限りでない。

（物品販売等行為）

第8条の2 体育条例第9条第1項前段の規定により物品販売等行為の許可を受けようとする者は、体育施設物品販売等行為許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、物品販売等行為を許可するときは、体育施設物品販売等行為許可書を申請者に交付する。

（年間利用券）

第9条 体育条例第14条第3項又は公園条例第27条第3項の規定により年間利用券の交付を受けている者は、運動施設の利用の許可を受けようとするときに、当該年間利用券を提示しなければならない。

2 年間利用券の有効期間は、発行の日からその日の属する年度の末日までとする。

(回数券)

第10条 体育条例第14条第4項及び公園条例第27条第4項に規定する回数券の有効期間は、発行の日から起算して6月を経過した日の属する月の末日までの期間とする。

2 前項の回数券の再発行及び換金は、行わないものとする。

(利用料金の減免)

第11条 体育条例第15条及び公園条例第28条の規定により減額し、又は免除する利用料金の額は、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市の事業として利用する場合 利用料金の全額

(2) 国又は県の事業として利用する場合 利用料金の2分の1の額

(3) 市の区域内に存する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の体育に関する行事として利用する場合 利用料金の全額

(4) 市の区域内に存する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の運動部活動として利用する場合 利用料金の2分の1の額

(5) 佐野市小学校体育連盟又は佐野市中学校体育連盟が主催する競技会又は球技大会として利用する場合 利用料金の全額

(6) 佐野市小学校体育連盟又は佐野市中学校体育連盟がスポーツに関する指導を行うために利用する場合 利用料金の2分の1の額

(7) 佐野市スポーツ協会又は佐野市レクリエーション協会の行事として利用する場合 利用料金の全額

(8) 佐野市スポーツ協会又は佐野市レクリエーション協会に加盟している団体が利用する場合 利用料金の2分の1の額

(9) 市の区域内に存する総合型地域スポーツクラブが利用する場合 利用料金の全額

(10) 県民のスポーツの振興を図ることを目的とする団体が利用する場合 利用料金の2分の1の額

(11) 市の住民基本台帳に記録されている者で次に掲げるものが佐野市運動公園プール又は佐野市中運動公園プールを個人利用する場合 利用料金の2分の1の額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助人

ウ 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介助人

エ 70歳以上の者

(12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 利用料金の全額又は2分の1の額

2 指定管理者は、前項第12号の規定により利用料金を減額し、又は免除するときは、不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、運動施設の利用の許可を受けようとするときに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書により指定管理者に申請し

なければならない。ただし、第1項第11号に該当する者は、同号に該当することを証する書類又はその写しを提示することにより申請することができる。

区分	申請書
屋外運動施設	体育施設（屋外）利用料金減免申請書
屋内運動施設	体育施設（体育館等）利用料金減免申請書
佐野市運動公園市民体育館	運動公園市民体育館利用料金減免申請書
佐野市運動公園野球場	運動公園野球場利用料金減免申請書
佐野市運動公園陸上競技場	運動公園陸上競技場利用料金減免申請書
運動公園体育施設	運動公園体育施設利用料金減免申請書

- 4 指定管理者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、利用料金を減額し、又は免除することと決定したときは利用許可書に減額し、又は免除する金額を明記し、これを申請者に交付し、利用料金を減額し、又は免除しないことと決定したときは書面により理由を付してその旨を申請者に通知する。ただし、第1項第11号に該当する者の申請に対する決定は、口頭により行う。

（利用料金の還付）

第12条 体育条例第16条ただし書及び公園条例第29条ただし書の規定により市長又は指定管理者が還付する使用料又は利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 体育条例第16条第1号又は公園条例第29条第1号に該当する場合 既納の利用料金の全額
- （2） 許可を受けた利用の開始時間前に利用の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額
- （3） 許可を受けた利用の開始時間前に利用の変更を申し出たことにより使用料又は利用料金が減額になった場合 既納の使用料又は利用料金の額から変更後の使用料又は利用料金の額を減じて得た額
- （4） 体育条例第16条第3号又は公園条例第29条第3号に該当する場合 市長又は指定管理者が定める額

（遵守事項）

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 運動施設内の秩序を維持するため利用責任者を置くこと。
- （2） 入館者又は入場者（以下これらを「入館者等」という。）の安全の確保のための措置を講ずること。
- （3） 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食しないこと。
- （4） 指定した場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てないこと。
- （5） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- （6） 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が管理上必要があるとして定める事項

- 2 前項第3号から第7号までの規定は、体育条例第9条第1項の許可を受けた者（以下「物品販売等行為者」という。）及び入館者等について準用する。

（職員等の立入り）

第14条 利用者、物品販売等行為者及び入館者等は、関係職員又は指定管理者が運動施設の管理上必要があると認める場合において、利用している運動施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(原状回復の点検)

第15条 利用者は、体育条例第18条又は公園条例第31条の規定により原状に回復したときは、市長又は指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 利用者、物品販売等行為者又は入館者等は、運動施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、その旨を市長又は指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(書類の様式)

第17条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、佐野市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則（平成26年佐野市教育委員会規則第5号）第3号の規定による廃止前の佐野市運動施設利用規則（平成19年佐野市教育委員会規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月23日規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年3月13日規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第2号及び別記様式第8号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月19日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の佐野市運動施設利用規則別記様式第6号及び別記様式第12号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年6月21日規則第25号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条、第11条関係）

体 育 施 設（ 屋 外 ） 利 用 許 可 申 請 書
体 育 施 設（ 屋 外 ） 利 用 料 金 減 免

年 月 日

様

申 請 者	住 所	利 用 責 任 者	利用団体名			
	団体名		住 所			
	氏 名		氏名・電話			
利用目的						
利用日時 年 月 日（ 曜 ） （ 日間 ） 午 前 後 時 ～ 午 前 後 時						
利 用 施 設 〔 ニ ス コ ー ト 番 号 は ○ で 囲 む テ 〕	☐ 中運動公園	昼	☐ 野球場A ☐ 野球場B ☐ 野球場C ☐ テニスコート1. 2. 3. 4. 5. 6 ☐ プール50m		ナ イ タ 	
	☐ 田沼総合運動場		☐ 野球場 A ☐ 野球場 B ☐ テニスコート1. 2. 3			☐ 野球場 A ☐ 野球場 B
	☐ 田沼西運動場		☐ 野球場 A ☐ 野球場 B			☐ 野球場 A
	☐ 田沼グリーンスポーツセンター	間	☐ 野球場 ☐ 多目的競技場 A ☐ 多目的競技場 B ☐ テニスコート(クレイ)1. 2. 3. 4. 5. 6 ☐ テニスコート(オムニ)7. 8		☐ 多目的競技場 A ☐ 多目的競技場 B	
	☐ 栄公園		☐ 野球場 東 ☐ 野球場 西 ☐ テニスコート1. 2		☐ 野球場東(前半・後半) ☐ 野球場西(前半・後半)	
	☐ 秋山川堀米緑地		☐ 多目的広場 南 ☐ 多目的広場 北 ☐ サッカー場			
	☐ 旗川石塚緑地		☐ サッカー場 南 ☐ サッカー場 北			
	☐ 渡良瀬川緑地		☐ 野球場 ☐ ソフトボール場A. B. C. D ☐ 運動広場A. B			
利 用 備 品 及 び 数 量						

入 場 料 徴 収 の 有 無	有 ・ 無 (1人 円)		参 加 又 は 入 場 予 定 人 数	人	
※ 処理欄 (記入しない)	減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号()	※ 利 用 料 金	規定利用料金	円
				減 免 額	円
				差引利用料金	円
				納 付 額	円

別記様式第2号（第3条、第11条関係）

体育施設（体育館等）利用許可
体育施設（体育館等）利用料金減免 申請書

年 月 日

様

申請者	住所	利用責任者	利用団体名				
	団体名		住所				
	氏名		氏名・電話				
利 用 目 的							
ア リ ー ナ た ぬ ま	利用日時	年 月 日 (曜) (日間) 年 月 日 (曜)		☐ 午前9時～午後1時 ☐ 午後1時～午後5時 ☐ 午後5時～午後10時			
	利用場所 及び備品	☐ 主競技場 (メインアリーナ) ※ ☐ はレ点を、()は競技種目と コート数を記入する	競 利 技 用 種 目 及 等 び	☐ 全 面 () ☐ 2/3面 () ☐ 1/2面 () ☐ 1/3面 ()			
		☐ 補助競技場 (サブアリーナ) ※ ☐ はレ点を、()は競技種目と コート数を記入する		☐ 全 面 () ☐ 床暖房			
		☐ 会議室					
		貸出し利用備品 (必要数記入)		☐ バスケットボール器具一式 () 組 ☐ バレーボール器具一式 () 組 ☐ 卓球器具一式 () 組 ☐ バドミントン器具一式 () 組 ☐ 放送器具一式 () 組			
ト 葛 レ ー 生 農 業 セ ン タ ー 者	利用日時	年 月 日 (曜) (日間) 年 月 日 (曜)		☐ 午前9時～午前12時 ☐ 午後零時～午後5時 ☐ 午後5時～午後10時			
	利用場所 及び備品	☐ 競 技 場 ※ ☐ はレ点を、()は競技種目 を記入する	利 用 種 目 等 別	☐ 全 面 () ☐ バスケットボール ☐ 1面 ☐ バレーボール ☐ 1面 ☐ 2面 ☐ バドミントン ☐ 1面 ☐ 2面 ☐ 3面 ☐ 卓 球 (台)			
		貸出し利用備品 (必要数記入)		☐ バスケットボール器具一式 () 組 ☐ バレーボール器具一式 () 組 ☐ バドミントン器具一式 () 組 ☐ 卓球器具一式 () 組			
武 佐 道 館 野	利用日時	年 月 日 (曜) (日間) 年 月 日 (曜)		☐ 午前9時～正午 ☐ 正午～午後3時 ☐ 午後3時～午後6時 ☐ 午後6時～午後9時30分			
	利用場所	☐ 剣 道 場 A ☐ 剣 道 場 B ☐ 柔 道 場					
武 葛 道 館 生	利用日時	年 月 日 (曜) (日間) 年 月 日 (曜)		☐ 午前9時～午前12時 ☐ 午後零時～午後5時 ☐ 午後5時～午後10時			
	利用場所	☐ 剣 道 場 ☐ 柔 道 場					
入 場 料 徴 収 の 有 無		有 ・ 無 (1人 円)		参 加 又 は 入 場 予 定 人 数 人			
※ 処理欄 (記入しない)		減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号 ()	※ 利 用 料 金	規定利用料金	円	
					減 免 額	円	
					差引利用料金	円	
					納 付 額	円	

別記様式第3号（第3条、第11条関係）

運動公園市民体育館利用許可
運動公園市民体育館利用料金減免 申請書

年 月 日

様

申請者	住所	利用責任者	住所
	団体名		氏名
	氏名		電話

利用目的			
利用日時	年 月 日（日間）午（前・後） 時 分 ～ 午（前・後） 時 分 （開会時間 時 分 ）		
利用設備 □はレで 記入する。	☐ アリーナ（全部・ / ） ☐ 卓球場（ 台） ☐ 電 灯（ 時間） ☐ 利用器具・数量（ ）	内訳 ☐ アリーナ ☐ 電 灯 ☐ 利用器具	
利用人員	大人 人 ・ 小人 人 計 人		
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 （第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号） 第12号（ ）	利用料金	
			減 免 額
			差引納付額
許可条件			

別記様式第4号（第3条、第11条関係）

運動公園野球場利用許可
運動公園野球場利用料金減免 申請書

年 月 日

様

申請者	住所	利用責任者	住所
	団体名		氏名
	氏名		電話

利用目的			
利用日時	年 月 日（日間）午（前・後） 時 分 ～ 午（前・後） 時 分 （開会時間 時 分 ）		
利用設備 ☐ はレで記入する。	☐ スコアード ☐ 放送設備 ☐ シャワー ☐ 全点灯 ☐ 2/3点灯	利用人員	
		内訳 ☐ グラウンド ☐ 放送設備 ☐ 照明設備 ☐ シャワー	
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 （第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号） 第12号（ ）	利用料金	利用料金
			減 免 額
			差引納付額
許可条件			

別記様式第5号（第3条、第11条関係）

運動公園陸上競技場利用許可
運動公園陸上競技場利用料金減免 申請書

年 月 日

様

申請者	住所	利用責任者	住所
	団体名		氏名
	氏名		電話

利用目的			
利用日時	年 月 日（日間）午（前・後） 時 分 ～ 午（前・後） 時 分 （開会時間 時 分 ）		
利用設備 □はレで記入する。	☐ トラック ☐ 多目的広場 ☐ フィールド ☐ 第1会議室 ☐ 第2会議室	利用人員	
利用設備	☐ 放送設備 ☐ シャワー	内訳 ☐ グラウンド ☐ 放送設備 ☐ シャワー	
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 （第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号） 第12号（ ）	利用料金	利用料金
			減 免 額
			差引納付額
許可条件			

運 動 公 園 体 育 施 設 利 用 許 可
運 動 公 園 体 育 施 設 利 用 料 金 減 免 申 請 書

年 月 日

様

申 請 者	住 所	利 用 責 任 者	住 所
	団 体 名		氏 名
	氏 名		電 話

利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 (日 間) 午 (前 ・ 後) 時 分 ～ 午 (前 ・ 後) 時 分 (開 会 時 間 時 分)				
利 用 設 備 □ は レ で 記 入 す る。	☐ 多目的球技場 ☐ テニスコート 面 ☐ 弓 道 場 ☐ 運 動 広 場 [☐ A ・ ☐ B]	多目的広場 利 用 設 備	☐ 放送設備 ☐ シャワー		
		利 用 人 員			
		照 明	午後 時 分 ～ 午後 時 分		
附 属 備 品			内 訳		
入 場 料 徴 収 有 無	☐ 有 ☐ 無				
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第 1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 10 号) 第 12 号 ()	利 用 料 金	利 用 料 金		
			減 免 額		
			差 引 納 付 額		
許 可 条 件					

体育施設(屋外)利用許可書

年 月 日

印

様

利用目的										
利用日時	年	月	日(曜)	(日間)	午 前 後	時 ~ 午 前 後	時			
利 用 施 設 〔スコート番号は○で囲む〕	☐ 中運動公園	昼	☐ 野球場 A ☐ 野球場 B ☐ 野球場 C ☐ テニスコート1. 2. 3. 4. 5. 6 ☐ プール50m				ナ イ タ	☐ 野球場 A ☐ 野球場 B		
	☐ 田沼総合運動場		☐ 野球場 A ☐ 野球場 B ☐ テニスコート1. 2. 3					☐ 野球場 A		
	☐ 田沼西運動場		☐ 野球場 A ☐ 野球場 B					☐ 野球場 A		
	☐ 田沼グリーンスポーツセンター	間	☐ 野球場 ☐ 多目的競技場 A ☐ 多目的競技場 B ☐ テニスコート(クレー)1. 2. 3. 4. 5. 6 ☐ テニスコート(オムニ)7. 8				1	☐ 多目的競技場 A ☐ 多目的競技場 B		
	☐ 栄公園		☐ 野球場 東 ☐ 野球場 西 ☐ テニスコート1. 2					☐ 野球場東(前半・後半) ☐ 野球場西(前半・後半)		
	☐ 秋山川堀米緑地		☐ 多目的広場 南 ☐ 多目的広場 北 ☐ サッカー場							
	☐ 旗川石塚緑地		☐ サッカー場 南 ☐ サッカー場 北							
	☐ 渡良瀬川緑地		☐ 野球場 ☐ ソフトボール場A. B. C. D ☐ 運動広場A. B							
利 用 備 品 及 び 数 量										
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 ・ 無 (1人 円)				参 加 又 は 入 場 予 定 人 数		人			
※ 処理欄 (記入しない)	減 免 有 ・ 無	□規則第11条第1項該当 第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号 第12号()	※ 利 用 料 金	規定利用料金	円					
				減 免 額	円					
				差引利用料金	円					
				納 付 額	円					

別記様式第8号（第4条、第11条関係）

体育施設（体育館等）利用許可書

年 月 日

印

様

利 用 目 的						
ア リ ー ナ た ぬ ま	利用日時	年 月 日 (曜)		□午前9時～午後1時 □午後1時～午後5時 □午後5時～午後10時		
	利用場所 及び備品	年 月 日 (曜)		(日間)		
		□ 主 競 技 場 (メインアリーナ) ※□はレ点を、()は競技種目と コート数を記入する	競 利 技 用 種 面 目 積 及 等 び	□ 全 面 () □ 2/3面 () □ 1/2面 () □ 1/3面 ()		
		□ 補 助 競 技 場 (サブアリーナ) ※□はレ点を、()は競技種目と コート数を記入する		□ 全 面 () □ 床暖房		
		□ 会 議 室				
貸 出 し 利 用 備 品 (必 要 数 記 入)		□ バスケットボール器具一式 () 組 □ バレーボール器具一式 () 組 □ 卓球器具一式 () 組 □ バドミントン器具一式 () 組 □ 放送器具一式 () 組				
ト 葛 レ ー 生 ニ ン グ 農 業 セ ン タ ー 者	利用日時	年 月 日 (曜)		□午前9時～午前12時 □午後零時～午後5時 □午後5時～午後10時		
	利用場所 及び備品	年 月 日 (曜)		(日間)		
		□ 競 技 場 ※□はレ点を、()は競技種目 を記入する	利 競 技 技 コ 種 ー ト ー 目 等 別	□ 全 面 () □ バスケットボール □ 1面 □ バレーボール □ 1面 □ 2面 □ バドミントン □ 1面 □ 2面 □ 3面 □ 卓 球 (台)		
貸 出 し 利 用 備 品 (必 要 数 記 入)		□ バスケットボール器具一式 () 組 □ バレーボール器具一式 () 組 □ バドミントン器具一式 () 組 □ 卓球器具一式 () 組				
武 佐 道 館 野	利用日時	年 月 日 (曜)		□午前9時～正午 □正午～午後3時 □午後3時～午後6時 □午後6時～午後9時30分		
	利用場所	□ 剣 道 場 A □ 剣 道 場 B □ 柔 道 場				
武 葛 道 館 生	利用日時	年 月 日 (曜)		□午前9時～午前12時 □午後零時～午後5時 □午後5時～午後10時		
	利用場所	□ 剣 道 場 □ 柔 道 場				
入 場 料 徴 収 の 有 無		有 ・ 無 (1人 円)		参 加 又 は 入 場 予 定 人 数 人		
※ 処理欄 (記入しない)	減 免 有 ・ 無	□規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号()		※利 用 料 金	規定利用料金	円
					減 免 額	円
					差引利用料金	円
					納 付 額	円

運動公園市民体育館利用許可書

年 月 日

印

様

利用目的			
利用日時	年 月 日(日間)午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分 (開会時間 時 分)		
利用設備 □はレで 記入する。	☐ アリーナ(全部・ /) ☐ 卓球場(台) ☐ 電 灯(時間) ☐ 利用器具・数量 ()	内訳 ☐ アリーナ _____ ☐ 電 灯 _____ ☐ 利用器具 _____	
利用人員	大人 人 ・ 小人 人 計 人		
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号()	利用料金	利用料金
			減 免 額
			差引納付額
許可条件			

運動公園野球場利用許可書

年 月 日

印

様

利用目的			
利用日時	年 月 日(日間)午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分 (開会時間 時 分)		
利用設備 □はレで 記入する。	☐ スコアボード ☐ 放送設備 ☐ シャワー ☐ 全点灯 ☐ 2/3点灯	利用人員	
		内訳 ☐ グラウンド ☐ 放送設備 ☐ 照明設備 ☐ シャワー	
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号()	利用料金	利用料金
			減 免 額
			差引納付額
許可条件			

運動公園陸上競技場利用許可書

年 月 日

印

様

利用目的			
利用日時	年 月 日(日間)午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分 (開会時間 時 分)		
利用設備 □はレで記入する。	☐ トラック ☐ 多目的広場 ☐ フィールド ☐ 第1会議室 ☐ 第2会議室	利用人員	
利用設備	☐ 放送設備 ☐ シャワー	内訳 ☐ グラウンド ☐ 放送設備 ☐ シャワー	
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号()	利用料金	
		減 免 額	
		差引納付額	
許可条件			

運動公園体育施設利用許可書

年 月 日

印

様

利用目的			
利用日時	年 月 日(日間)午(前・後) 時 分 ~ 午(前・後) 時 分 (開会時間 時 分)		
利用設備 □はレで 記入する。	☐ 多目的球技場 ☐ テニスコート 面 ☐ 弓 道 場 ☐ 運 動 広 場 [☐ A・ ☐ B]	多目的広場 利用設備	☐ 放送設備 ☐ シャワー
		利用人員	
		照 明	午後 時 分 ~ 午後 時 分
附属備品			内訳
入場料徴収 有 無	☐ 有 ☐ 無		
減 免 有 ・ 無	☐ 規則第11条第1項該当 (第1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10号) 第12号()	利用料金	利用料金
			減 免 額
			差引納付額
許可条件			

運 動 施 設 許 可 事 項 変 更 申 請 書

年 月 日

様

申 請 者	住 所	利 用 責 任 者	利用団体名
	団体名		住 所
	氏 名		氏名・電話

利用許可されている施設名

次のとおり

の許可事項を変更したいので申請します。

申請時の利用目的				
許可受理年月日	年 月 日			
変 更 内 容	変更前		変更後	
変 更 理 由				
※ 処 理 欄	変更許可(不許可)年月日		年 月 日	
	変更前利用料金 円	変更後利用料金 円	既納付額 円	納付(還付)利用料金 円
	備 考			
利用料金の 振 込 先	金融機関名		支店名等	支店・本店
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

備考

- ※の欄には、記入しないでください。
- 振込先の欄は、既納の利用料金が増加している場合のみ記入してください。
- 変更しようとする許可に係る許可書を提示し、又はその写しを添付してください。

運動施設許可事項変更許可書

年 月 日



様

利用許可されている施設名

申請のあった

の許可事項の変更について、次のとおり許可します。

許可時の利用目的		
変更する許可事項の許可年月日	年 月 日	
変 更 内 容	変更前	変更後

特 記 事 項	変 更 許 可 年 月 日		年 月 日	
	変更前利用料金 円	変更後利用料金 円	既納付額 円	納付(還付)利用料金 円
	利用料金の振込先			
	金融機関名		支店名等	支店・本店
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

運 動 施 設 利 用 取 消 申 請 書

年 月 日

様

申請者	住 所	利用責任者	利用団体名
	団体名		住 所
	氏 名		氏名・電話

利用許可されている施設名

次のとおり

の利用を取り消したいので申請します。

申請時の利用目的					
許可受理年月日	年 月 日				
許可を受けた利用日時	年 月 日（曜） 前 時～午後 時 （ 日間）午 後 時 年 月 日（曜） 後 時				
取 消 理 由					
※ 処 理 欄	取消許可(不許可)年月日		年 月 日		
	利用料金 円		既納付額 円	還付金額 円	
	備考				
利用料金の振込先	金融機関名		支店名等	支店・本店	
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ 口座名義人				

備考

- ※の欄には、記入しないでください。
- 振込先の欄は、取消しに係る利用料金を既に納めている場合のみ記入してください。
- 取り消そうとする許可に係る許可書を添付してください。

運 動 施 設 利 用 取 消 許 可 書

年 月 日



様
利用許可されている施設名
申請のあった の利用の取り消しについて次のとおり許可します。

許可時の利用目的	
取り消す許可の許可年月日	年 月 日
許可を受けた利用日時	年 月 日 (曜) (日間) 午 前 時 ~ 午 前 時 年 月 日 (曜) 後 後

特記事項	取消許可年月日		年		月	日
	利用料金 円		既納付額 円		還付する利用料金 円	
利用料金の振込先						
振込明細	金融機関名		支店名等	支店・本店		
	預金種別	普通・当座	口座番号			
	フリガナ 口座名義人					

体育施設物品販売等行為許可申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり物品販売等行為をしたいので、申請します。

体育施設名					
所 在 地					
屋内	面積	m ²			
屋外	面積	m ²			
行為の目的					
行為の内容					
行為の日時		年 月 日～		年 月 日	
使用料		円			
責任者	住所				
	氏名		電話		
その他必要な事項					

体育施設物品販売等行為許可書

第 号
年 月 日

様

佐野市長

印

年 月 日付けで申請のあった物品販売等行為について次のとおり許可します。

体育施設名					
所 在 地					
屋内	面積	㎡			
屋外	面積	㎡			
行為の目的					
行為の内容					
行為の日時		年 月 日～ 年 月 日			
使用料		円			
責任者	住所				
	氏名		電話		
その他必要な事項					
許可条件					

No.	発行日		
.....様			
年 間 利 用 券			
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
印			